

サービス利用料－1割負担の方－

平成30年4月1日より適用

【多床室】

(月 額)

	区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日…①	557 単位	625 単位	695 単位	763 単位	829 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口／日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口／日…③	13 単位				
	栄養マネジメント加算／日…④	14 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)／日…⑤	36 単位				
	口腔衛生管理体制加算／月…⑥	30 単位				
	小計／月…⑦＝(①～⑤)×30＋⑥	18,750 単位	20,790 単位	22,890 単位	24,930 単位	26,910 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月…⑧＝⑦×0.083	1,556 単位	1,726 単位	1,900 単位	2,069 単位	2,234 単位
	合計／月…A＝⑦＋⑧	20,306 単位	22,516 単位	24,790 単位	26,999 単位	29,144 単位
	介護サービス費用／月…B＝A×10.27	208,542 円	231,239 円	254,593 円	277,279 円	299,308 円
	うち介護保険から給付される額…C＝B×0.9	187,687 円	208,115 円	229,133 円	249,551 円	269,377 円
	自己負担額…D＝B－C	20,855 円	23,124 円	25,460 円	27,728 円	29,931 円
居住費／月… E		25,200 円 (840 円／日)				
食 費／月… F		41,400 円 (1,380 円／日)				
基本利用料／月… D＋E＋F		87,455 円	89,724 円	92,060 円	94,328 円	96,531 円

- 注1)月額は、30日分の金額です。
- 注2)該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。
- 初期加算:30単位/日、外泊時費用:246単位/日、療養食加算:6単位/回(1日3回限度)、口腔衛生管理加算:90単位/月
看取り介護加算:死亡日30日前～4日前 144単位/日、死亡日前々日、前日 680単位/日、死亡日 1,280単位/日
- 注3)日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヵ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位を算定します。
- 注4)小数点以下の端数処理について
単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。

【ユニット型個室】

(月 額)

	区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)／日…①	636 単位	703 単位	776 単位	843 単位	910 単位
	看護体制加算(Ⅰ)口／日…②	4 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口／日…③	18 単位				
	栄養マネジメント加算／日…④	14 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)／日…⑤	46 単位				
	口腔衛生管理体制加算／月…⑥	30 単位				
	小計／月…⑦＝(①～⑤)×30＋⑥	21,570 単位	23,580 単位	25,770 単位	27,780 単位	29,790 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)／月…⑧＝⑦×0.083	1,790 単位	1,957 単位	2,139 単位	2,306 単位	2,473 単位
	合計／月…A＝⑦＋⑧	23,360 単位	25,537 単位	27,909 単位	30,086 単位	32,263 単位
	介護サービス費用／月…B＝A×10.27	239,907 円	262,264 円	286,625 円	308,983 円	331,341 円
	うち介護保険から給付される額…C＝B×0.9	215,916 円	236,037 円	257,962 円	278,084 円	298,206 円
	自己負担額…D＝B－C	23,991 円	26,227 円	28,663 円	30,899 円	33,135 円
居住費／月… E		59,100 円 (1,970 円／日)				
食 費／月… F		41,400 円 (1,380 円／日)				
基本利用料／月… D＋E＋F		124,491 円	126,727 円	129,163 円	131,399 円	133,635 円

- 注1)月額は、30日分の金額です。
- 注2)該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。
- 初期加算:30単位/日、外泊時費用:246単位/日、療養食加算:6単位/回(1日3回限度)、口腔衛生管理加算:90単位/月
看取り介護加算:死亡日30日前～4日前 144単位/日、死亡日前々日、前日 680単位/日、死亡日 1,280単位/日
- 注3)日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヵ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位を算定します。
- 注4)小数点以下の端数処理について
単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。